

令和元年 7 月 2 6 日

令和元年 第 7 回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

## 令和元年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和元年7月26日（金曜日）午後3時00分～午後3時45分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6～第8会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 石 川 博 隆

教育指導課長

建築課長兼

教育施設担当 中 橋 健

給食課長 斎 藤 謙二郎

副 参 事

統括指導主事 吉 岡 琢 真

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

6. 書 記

庶務係長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第17号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出  
について

第5 第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

第6 第24号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第7 その他報告事項 (1) 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定について  
(2) 平成30年度東大和市学校給食会計決算の報告につ  
いて  
(3) 学びあいガイド令和元年度版（市民による生涯学習）  
の発行について

---

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから令和元年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

---

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

7月1日から7月22日までの報告であります。

7月1日、月曜日、教育委員会の学校訪問で第一中学校を訪問いたしました。  
随分落ちついて学習しているのには大変驚きました。このまま続けてほしいなと思っています。

7月2日、火曜日、定例校長会に出席をいたしました。

7月4日、木曜日、文京区の学校体育館空調設備の視察に行っていました。  
学校は、文京区立礪川小学校と文京区立第三中学校であります。

7月5日、金曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

7月6日、土曜日、平成31年度東大和市社会を明るくする運動主要事業「中学生の意見発表」に出席をいたしました。

7月8日、月曜日、東京都市教育長会幹事会及び定例会に出席をいたしました。

7月9日、火曜日、青梅信用金庫時局講演会に出席をいたしました。

7月10日、水曜日、教育委員と東大和市公立小中学校PTA連合協議会との懇談会に出席をいたしました。

7月11日、木曜日、学校給食センター運営委員会に出席をいたしました。

7月12日、金曜日、定例副校長会に出席をいたしました。

7月13日、土曜日、第52回東京都市町村総合体育大会開会式に出席をいたしました。  
大変すばらしい開会式でした。西国分寺にあるいずみホールで、市町村の選手代表が出まして、去年は東大和市が責任をもって大会旗を預かったのですけ

れども、今回、国分寺市の教育長さんにお渡しをしました。

7月16日、火曜日、指定管理者選定委員会に出席をいたしました。

7月18日、木曜日、指定管理者選定委員会に出席をいたしました。

7月19日、金曜日、指定管理者選定委員会に出席をいたしました。この間、いろいろと視察をしたり、情報交換をしたり、続けておりました。

7月21日、日曜日、夏休みのラジオ体操の開会式に出席をいたしました。今年は天候が悪かったので、子どもたちの参加が驚くほど少なかったですね。今日から青空が出ていますから、子どもたちの参加が多くなるかと思います。

7月22日、月曜日、東京都市教育長会研修会に出席をいたしました。

以上でございます。

教育長諸務報告は終わりましたので、ただいまの報告につきまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

---

### ◎非公開会議の宣告

○真如教育長 それでは、ここで会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第3、第17号報告 事務の臨時代理の承認については、人事案件であることから、また日程第4、第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出についてにつきましては、契約前の案件に当たることから、それぞれ会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○真如教育長 ありがとうございます。

賛成者全員ということで、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

日程第3、第17号報告、本案の会議録及び会議資料につきましては、令和元年8月1日までの時限秘といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

続きまして、日程第4、第22号議案、本案の会議録及び会議資料につきましては、非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをさせていただきます。

ここで、関係者以外の退場を求めます。

(該当者退場)

---

◎日程第3 第17号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第17号報告 事務の臨時代理の承認について、ご報告申し上げます。

本件は、副校長の任命を東京都教育委員会へ内申するものであります。

令和元年8月1日付の管理職異動に係る副校長の任命につきまして、内申をいたしました。この内申は、7月24日までに東京都教育委員会へ行う必要があり、東大和市教育委員会に付議するいとまがなかったことから、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、事務の臨時代理をさせていただきましたので、同条第2項により報告し、ご承認をお願いするものであります。

内容につきましては、令和元年7月31日付で、東大和市立第四小学校、小鍛冶真哉副校長が、家族の看病等に専念する理由で退職することとなりました。後任として、令和元年8月1日付で、杉並区立三谷小学校主幹教諭、山田尚人氏が昇任をして、東大和市立第四小学校副校長になるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第17号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決します。

---

◎日程第4 第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定  
に係る意見の申し出について

○真如教育長 続いて、日程第4、第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市民体育館、東大和市民プール、東大和市桜が丘市民広場、陸上競技場を含む東大和市上仲原公園野球場及び東大和市上仲原公園テニスコートの東大和市体育施設等につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づき、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入し、運営してきております。

現在の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することから、今回、新たに令和2年4月1日から5つの体育施設の管理運営を行う指定管理者について、ご提案申し上げるものであります。

なお、本件は東大和市議会へ提案すべき案件でありますことから、本日、教育委員会のご決定をいただきました後、市長に対して意見の申し出を行うことといたします。

それでは、内容について申し上げます。

指定管理者となります団体の名称、所在地及び代表であります。団体の名称は、ロンド・スポーツ クリーン工房 共同事業体であります。この共同事業体は、2社で構成されており、代表団体は株式会社ロンド・スポーツ、東京都東村山市栄町一丁目28番地の1、代表取締役社長、春名利昭であります。

構成団体につきましては、株式会社クリーン工房、埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2、さいたま新都心LAタワー30F、代表取締役、川鍋大二であります。

次に、今回の指定管理によって管理運営する期間につきましては、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

なお、指定管理者の選定は公募型提案方式により、副市長を委員長とする東大和市指定管理者選定委員会にて、書類審査、類似施設視察、プレゼンテーション及びヒアリングなどの審査を行い、指定管理者の候補者を選定したものであります。

東大和市指定管理者選定委員会における経過の詳細につきましては、社会教育課長からご説明申し上げます。

それでは、課長からご説明申し上げます。

○真如教育長　社会教育課長。

○高田社会教育課長　それでは、私のほうから東大和市体育施設等に係る指定管理者の選定の経過について、ご説明申し上げます。

本日、議案書と一緒に選定に係る文書を添付させていただいておりますので、あわせてご覧いただけたらと思います。

指定管理者の選定につきましては、先ほど社会教育部長からご説明させていただきましたとおり、公募型提案方式により事務を進め、本年３月１日号の東大和市報及び市の公式ホームページにおいて記事を掲載し、公募を行いました。

応募資格につきましては、法人またはその他の団体とし、３月１日、金曜日から３月７日、木曜日まで、募集要項、参加申込書、その他関係書類を市の公式ホームページからダウンロードしていただく形で行いました。

３月１１日、月曜日に公募説明会を、３月１５日、金曜日に施設案内会を行い、公募説明会にあっては１３社、施設案内会にあっては１２社が参加されました。

続きまして、４月１８日、木曜日及び１９日、金曜日の２日間で受付を行い、その結果、３つの共同事業体から応募がございました。この３つの共同事業体は、公募説明会及び施設案内会に参加された事業者によりまして構成をされております。

その後、市では副市長、教育長のほか、市の公共施設を所管しております部長及び社会教育部長の８人からなる委員で、指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者の選定を行いました。

５月２８日、火曜日、第１回選定委員会を開催し、第１次審査として、応募のあった３つの共同事業体の書類審査を行い、３つの全ての共同事業体が１次審査を通過いたしました。

月が変わりまして、7月16日、火曜日、第2回選定委員会を開催し、第1次審査を通過した3つの共同事業体の代表団体が運営をしております類似施設の視察を行い、施設の運営状況の確認を行いました。

7月18日、木曜日、第3回選定委員会を開催し、第2次審査として、第1次審査を通過した3つの共同事業体それぞれから、プレゼンテーションと、それに基づくヒアリング、質疑応答を実施し、各共同事業体からの提案内容等について審査を行いました。

翌日、7月19日、金曜日、第4回選定委員会を開催し、審査の結果、3つの共同事業体の中から体育施設等指定管理者の候補者といたしまして、ロンド・スポーツ クリーン工房共同事業体が選定されました。なお、次点として、野村不動産ライフ&スポーツ・パートナーズ共同事業体が選定されております。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、同日付で市長に報告がなされ、7月22日付で市長から教育長宛てに選定結果の報告がありました。

今回の選定に係る事務につきましては、教育委員会の決定をいただいた後、市長に対しまして東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出を行い、9月に開催が予定されております市議会定例会に提案させていただく予定であります。

以上、体育施設等の指定管理者の選定に係る経過について説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 指定管理者候補の選定、ご苦労さまでした。

今まではロンド・スポーツと、もう一つどこか、ごめんなさい名前、忘れたのですけれども、やはり共同体でしたけれども、今回は共同体の片方、構成団体のほうが変わるという認識でよろしいのですか。

○真如教育長 社会教育課長。

○高田社会教育課長 ただいま質問をいただきました共同事業体についてでありますけれども、結果として代表企業、ロンド・スポーツについては変わらず、それを構成する相手方といいますか——につきましては、今回、変更となったという流れでございます。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議ないと認め、第22号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について、本件を承認と決めます。

ここで、会議の非公開を解きます。

退場者の入場を認めます。よろしくお願いします。

(該当者入場)

---

◎日程第5 第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

◎日程第6 第24号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○真如教育長 日程第5、第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、日程第6、第24号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、以上2件は関連がありますので、一括して議題に供します。議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について及び第24号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、一括して提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

両議案ともに、東大和市学校給食センター運営委員会の委員を構成します選出区分のうち、学校医として選出される委員の交代に関するものであります。

学校医として選出されておりました小坂和宏委員から、公益社団法人東大和市医師会の役員改選に伴い、令和元年7月31日付で、東大和市学校給食センター運営委員会委員を辞職したい旨の届け出が提出されましたことから、令和元年7月

31日付で解嘱することとし、後任に有村章氏を新たに委嘱するものであります。

任期につきましては、残任期間であります令和元年8月1日から令和2年6月30日までであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、本件を承認と決めます。

引き続きお諮りいたします。

日程第6、第24号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第24号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

---

## ◎日程第7 その他報告事項

○真如教育長 日程第7、その他報告事項を行います。

(1) 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○吉岡統括指導主事 その他報告事項(1) 東大和市いじめ防止対策推進条例の制定について、ご説明申し上げます。

7月5日に実施しました教育委員懇談会において、本件の概要をご説明させていただきましたが、ここで条例骨子がまとまりましたので、ご説明申し上げるものでございます。

それでは、資料 1 ページをお開きください。

初めに、1、（仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例制定の背景でございます。

（1）国の動向といたしましては、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立しました。

（2）東京都の動向につきましては、平成26年7月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定しております。

（3）市の動向についてであります。市におきましては、これまで全ての学校がいじめ防止の基本方針を策定するとともに、いじめに関するアンケート調査や、教員を対象とした研修の実施、いじめ防止のためのシンポジウムの開催などに取り組んでまいりました。

続いて、2、本条例の基本的考えについてでございますが、社会全体でいじめ防止等の対策を一層推進すること。また、重大事態にも、組織的に対応できる体制整備の強化を図ることの2点と考えています。

2 ページをお開きください。

2 ページは、参考資料として、文部科学省における調査結果を抜粋したものでございます。

上段のグラフは、全国のいじめ認知件数でございます。年々件数が増加している状況にあります。

中段のグラフは、全国の重大事態件数でございます。こちらも平成26年度から年々増加している状況でございます。

下段のグラフは、東大和市のいじめ認知件数でございます。上段の全国の状況と同様に、小中学校とも件数が増加している状況があります。

なお、重大事態につきましては、当市におきまして発生はしておりません。

3 ページ、ご覧ください。

3、（仮称）東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子についてご説明いたします。

（1）条例の目的としましては、①市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにすること。②市のいじめ防止等の施策に関する基本的事項を定め、総合的かつ効果的に推進することとしています。

次に、（2）いじめ防止等の対策の基本理念としましては、①学校内外を問わ

ず、いじめが行われなくなるようにすること。②児童等をいじめから確実に守ること。③児童等がいじめの解決に向けて主体的に活動できるようにすること。④いじめ防止等の取組に、学校全体で組織的に取り組むこと。⑤社会全体でいじめ問題を克服することとしてございます。

（３）いじめの禁止としましては、児童等のいじめの禁止を規定するものでございます。

（４）から４ページの（７）につきましては、本条例に係る関係者の責務を規定するものでございます。

（４）市の責務につきましては、市は関係機関等と連携して、いじめ防止等の対策を策定し、それらを推進する責務があるとしています。

（５）教育委員会の責務につきましては、教育委員会には、学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じる責務があるとしています。

（６）学校及び学校教職員の責務につきましては、学校及び学校の教職員は保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。また、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があるとしています。

４ページをお開きください。

（７）保護者の責務につきましては、①保護する児童等がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うための指導等に努めること。②保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護すること。③市、教育委員会、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることの責務があるとしています。

（８）東大和市いじめ防止対策推進基本方針につきましては、いじめの防止等のための対策を推進するため、「東大和市いじめ防止対策基本方針」を策定することとしています。

（９）東大和市いじめ問題対策連絡協議会、（１０）東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会、（１１）東大和市いじめ問題調査委員会につきましては、いずれも本条例により設置する協議会及び２つの委員会についての規定がありますが、内容等につきましては、次のページでご説明をさせていただきます。

５ページのＡ３版資料をお開きください。

４、委員会等関連図でございます。

上段に、黒帯で学校、教育委員会、市長と区別しております。

学校の欄につきましては、本条例に規定するものではありませんが、現在、学校に設置している学校いじめ対策委員会について示したものでございます。

続きまして、本条例に関係して設置する協議会及び委員会についてご説明します。教育委員会の欄をご覧ください。

最初に、左側のいじめ問題対策連絡協議会は、先ほどの4ページの(9)に該当します。所掌事務としては、市または学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項、いじめ防止等に関連する機関及び団体の連携に関する事項などについて協議をします。

次に、教育委員会欄、右側の教育委員会いじめ問題対策委員会は、4ページ、(10)に該当します。所掌事務としましては、通常時には教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議します。また、重大事態発生時には、事実関係を明確にするための調査を行います。

続きまして、表、右側、市長欄、いじめ問題調査委員会についてでございますが、4ページ、(11)に該当するものでございます。市長の附属機関でございます。必要があると認めるときに設置するものであります。所掌事務としましては、教育委員会いじめ問題対策委員会が行った調査結果について、十分な調査が尽くされていない場合などに市長が設置し、再調査を行うこととしています。

6ページ、お開きください。

5、今後のスケジュールについてでございますが、8月1日から9月2日までの期間で、パブリックコメントの実施を予定しています。その後、パブリックコメント意見等の整理、条例及び関係規則の検討などを行い、本年第4回市議会定例会において議案を提出させていただき、令和2年1月1日の施行を予定しております。

なお、同ページには、参考資料として、いじめ防止対策推進法第28条及び第30条を掲載しております。

以上で説明を終わります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（２）平成30年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○斎藤給食課長 それでは、ご説明申し上げます。

その他報告（２）の資料をご覧ください。

平成30年度東大和市学校給食会計決算書でございます。

１枚おめくりいただきまして、１ページをご覧ください。

こちらの決算書ですが、例年と同じ枠組みとなっております、中身の数字のほう実績に合わせた形となっております。特に大きな変更等はございません。

決算書、まず収入・支出決算書、上の上段の表になります。

収入の２の繰越金ですね。こちらの補正額の欄、854万5,701円、こちらのほうが前年度からの繰り越しで854万6,701円ございましたので、既存の当初予算にありました1,000円を引いた額を補正したものでございます。

そのままずっと右のほうへ行きますと、給食費の不納欠損額83万9,490円ございます。こちらのほうは35人分、25世帯分の不納欠損額となっております。

ちなみに、この28年度分ですけれども、27年、前年度分は31人分、25世帯、さらに１年前は39人分、31世帯ということで、前年度と比較いたしますと、人数は増えているけれども、世帯数は変わらないと、そんな状況でございます。金額につきましては、約12万円ほど増えている状況でございます。

最終的な収入済額になるのですが、太枠の合計のところの真ん中よりちょっと右の収入済額３億2,594万7,117円、こちらのほうが前年度と比較いたしますと526万6,687円の減となっているのですが、こちらのほうは児童・生徒数の減少によるものでございます。

続きまして、次の支出の表をご覧ください。

支出のほうも、同じく繰入額として854万5,701円、1,000円分、追加したことで入ってございます。支出分、合計の支出済額、真ん中より少し右側になりますが、３億1,438万8,215円、こちら前年度と比較いたしまして225万4,486円の増となっております。こちらの増ですけれども、年間の食数で割り返しをいたしますと、１食当たり約1.8円の差でございますので、特に何か大きな変化があったということではございません。

続きまして、２ページをお開きください。

2 ページ分で、科目 1、給食費、現年度給食費、そこの説明欄の 3、給食センター分、こちらのほうがマイナス48万8,090円となっております。こちらのほうは2つ理由がございまして、1つは29年度と30年度で実際の給食の実施日数、祝祭日の関係で変わってございます。29年度のときは203日、30年度のときには202日ということで、1日だけ減っております。それと、あとは委託事業者である東洋食品の人事異動等によって人員が減ったもので、実際には10人にも満たない減員によるものでございます。

続きまして、その表の3番目の諸収入でございます。諸収入、1、試食会、試食代金12万9,180円、前年度と比較いたしまして若干下がっているわけですが、実施回数といたしましては、平成29年度が10回であったのに対し、平成30年度は12回開催しております。ただし、人数が417人だったものが311人と、1回当たりの人数、参加人数が減少している傾向にございます。

続きまして、3 ページをお開きください。

こちらのほうは平成30年度分ですね、そちらのほうの給食費等の明細となっております。

真ん中より下の太枠の中、給食費合計の欄をご覧ください。最終的な収入済額は3億1,727万1,120円、こちらのほう前年と比べるとマイナスの0.26ポイントということになってございます。

続きまして、4 ページをご覧ください。

こちらのほうは過年度ですね。29年度分に本来いただくもので、29年度中にいただくことができなかった分、そちらのほうの収入になります。

続きまして、次の5 ページをご覧ください。

こちらが過年度、28年度分の給食費で、28年度、29年度、30年度、いずれにも最終的にいただくことができなかった分になります。

一番下段の給食費合計の欄の3つ目の列、収入未済額、こちらのほうの83万9,490円が不納欠損額となっております。

最終収入率ですが、その太枠の一番右側、99.74%となっていて、前回と比較いたしますと0.04ポイント、下がっているということでございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。

支出の部の明細書になります。

主食と副食費ございまして、例年、副食のほうの使用金額の割合というのは、

前年を参考にして行っております。その中で、さらに実際に行ってみると、ほぼ変わりはありません。今回についても、お米のほうの値段が、若干前半、上半期のときに、キロ単価30円くらい上がっておりました。ただ、下半期のときに10円くらい安くなっておりますので、そのあたり相殺して、若干お米高くなっておりますけれども、その程度で大きな変動、あとは風水害による影響というのも、それほど大きなものはございませんでした。ただ、例年の野菜の高騰などがやはり起こっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

平成30年度月別給食の人数は、こちらの表のとおりでございます。一番下の行に合計がありますが、前年度と比較いたしますと1万3,655食、こちらは先ほどの提供日数が祝祭日の関係で1日減っているということと、学校行事等によるものでございます。

次のページ、8ページをご覧ください。

こちらのほうは昨年8月1日から、国の栄養摂取基準が変わりましたので、実際に11月の献立から変更してございます。カロリーのところを見ると、おおむね良好であるかなと考えてございます。

最後、次のページをご覧ください。

今年の7月9日に、給食センター運営委員会の監査委員として、第三中学校長、それと第三中学校のPTA会長さん、こちらのお二方にご説明を申し上げまして、通帳、請求書、その他、いろいろとチェックいただきまして、特に問題がないことを確認したものでございます。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。

報告事項3、学びあいガイド令和元年度版（市民による生涯学習）の発行について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 それでは、（3）学びあいガイド令和元年度版（市民による生涯学習）の発行について、報告させていただきます。

資料のほうは、その他報告（３）というものをご覧いただきたいと思います。

教育委員会では、８月15日付で、学びあいガイド令和元年度版（市民による生涯学習）を発行いたします。

この冊子は、個人の市民の方を初め、市内のサークル、団体が実施する講座等の事業案内を掲載したものであります。学びあいガイドは、例年、行政による生涯学習、それから市民による生涯学習、それから小学生向けの３種類を発行しております。

冊子につきましては、市内公共施設、公民館、図書館、市民センター等で配布をいたします。

報告は以上となります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

これはどういうふうに配られているのですか。どういう形で、どなたに配っているのかということを教えてください。

社会教育課長。

○高田社会教育課長 配布先ですけれども、公共施設はもとより、自由に持っていただく方法ですけれども、あと学校にも配布させていただいております。

そういうことでよろしいでしょうか。

○真如教育長 はい。たくさんの方に使用されているのですか。

家庭に１冊は必ずあるということですか。

○高田社会教育課長 いや、そこまではいかないですね。

発行部数は、およそ1,000部程度になりますので、全家庭に回るまではいかないです。

○真如教育長 わかりました。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○真如教育長 なければ質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

---

### ◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了い

たしました。

これをもって令和元年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 3時45分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長      真如   昌美

会 議 録 署 名 委 員      藤宮   志津子